

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）見直し概要について

1. 見直しの経緯

本県の地域防災計画（原子力災害対策編）は、福島第一原子力発電所の事故後、随時見直しを行ってきた。

今回の修正は、令和4年6月17日に改正された国の防災基本計画の内容や今年度2回改正された原子力災害対策指針を踏まえ見直しを実施する。

2. 今回の見直しの内容（令和4年度修正）

今年度の見直しについては、以下の内容を中心として行う。

○ 国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正について

（1）甲状腺被ばく線量モニタリングの実施について

原子力災害対策指針の改正により、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施が明確化され、実施時期や実施に係る資機材整備、実施主体者等について明確にされたもの。

（2）防災業務関係者の放射線防護対策に関する修正

放射線防護対策の対象となる防災業務関係者の範囲を明確化するとともに、被ばく線量管理及び放射線防護に係る指標の設定等について追記されたもの。

（3）個別避難計画について

個別避難計画の作成について、原子力災害でも作成する旨明記するもの。

○ 県地域防災計画（一般災害対策編）の反映や新規追加について

（1）指定避難所の運営・管理等

指定避難所の運営・管理等、福島県地域防災計画（一般災害対策編）で修正があった点を併せて反映させるもの

（2）職員の配備基準の明確化

今まで運用で行っていた職員の配備基準について、実態に即して明確化させ記述したものの。